「農林水産品規格法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

農林水産品規格法

●仏暦二五五一年・農業商品規格法令

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五五一年・農業商品規格法令(プララーチャバンヤット・マータターン・シンカー・ガセート)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日から一八〇日が経過した時に施行する。[官報公示日は二〇〇八年二月二二日、施行日は同年八月二四日]

第三条

本法令において、

「規格 (マータターン)」とは、強制規格または一般規格を意味する。

「農業商品 (シンカー・ガセート)」とは、農業、漁業、畜産、林業により生じる産品または製品、及び当該産品または製品の副産物を意味する。

「強制規格 (マータターン・バンカップ)」とは、規格に従わなければならない農業商品と定める省令のある規格を意味する。

「一般規格 (マータターン・トゥアパイ)」とは、農業商品が規格を得られるよう振興を 定めた布告のある規格を意味する。

「規格審査事業者 (プープラコーブ・ガーントゥルワットソーブ・マータターン)」とは、本法令に基づき規格を審査・保証する許可書を取得した者を意味するとともに、法律に基づき規格を審査・保証する権限を有する国の業務ユニットも意味する。

「生産者 (プーパリット)]とは、以下を意味する。

- (一) 商業目的に農業、漁業、畜産業または林業をする者。
- (二)農業商品運送、農業商品貯蔵、魚河岸、冷蔵室、屠殺場、もしくは委員会が定めたところに基づく農業商品に係るその他関連事業を営む者。
 - (三)農業商品をパッキング、加工または何らかの方法で作業する者を意味する。

「会社(ボリサット)」とは、民商法典に基づく株式会社または公開会社法に基づく公開会社を意味する。

「委員会(カナカマカーン)」とは、農業商品規格委員会を意味する。

「事務局(サムナックガーン)」とは、国家農業商品・食品規格事務局を意味する。

「事務局長(プーアムヌアイガーン)」とは、国家農業商品・食品規格事務局長を意味す

る。

「係官 (パナックガーン・ジャオナーティ)」とは、本法令に基づく遂行のために大臣が 任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第四条

本法令は以下には適用しない。

- (一) 法律に基づき規格を審査・保証する権限を有する国の業務ユニット。
- (二) すでに法律の規定のある商品、製品またはその他の物の規格。

第五条

農業・協同組合大臣を本法令の主務大臣とし、係官を任命し、本法令末尾のレートを上回らない手数料レートを定める省令を制定し、手数料を免除し、本法令に基づく遂行のためにその他事業を定め、布告を制定する権限を付与する。

省令及び布告は官報で告示した時に施行することができる。

第一章

農業商品規格委員会

第六条

農業・協同組合大臣または農業・協同組合大臣が委任した農業・協同組合副大臣を委員 長、農業・協同組合省次官を副委員長、消費者保護委員会事務局長、食品・薬事委員会事 務局長、農業経済事務局長、米穀局長、漁業局長、畜産局長、農学局長、関税局長、天然 資源・環境省代表、商業省代表、工業省代表、タイ商業会議所会頭または代表、タイ工業 連盟会長または代表、および大臣が任命した有識者三人以下を委員とし、事務局長を委員 兼書記とする農業商品規格委員会があるようにする。

事務局長は事務局の公務員二人以下を副書記として任命する。

有識者委員は科学、農学、経済学、法学に係る知識、専門性、経験を有した者でなければならない。

第七条

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 農業商品における規格の振興、業務の方針、企画、方策を定める。
- (二) 本法令に基づく規格の規定、改定、廃止を検討し、大臣に提言する。
- (三) 本法令に基づく省令及び布告の制定を検討し、大臣に提言する。
- (四) 第一八条に基づく意見聴取における原則及び方法を定める。

- (五) 第五七条に基づく事務局の命令への不服申し立てを審査する。
- (六) 本法令に従った遂行のために告示及びその他命令を出す。
- (七) 規格に係る科学または技術面の学術データ、もしくはその他データを検討する。
- (八) 本法令に基づく、もしくは法律が委員会の権限義務を定めたところに基づくその 他の実施。

第八条

有識者委員は以下の資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

- (一) タイ国籍を有する。
- (二) 満三五歳以上である。
- (三)破産者ではない。
- (四) 無能力者または準無能力者ではない。
- (五)確定判決で禁固刑判決を受けたことにより禁固刑に服したことがない。ただし過失罪または軽犯罪である場合はその限りではない。
 - (六) 政治上の地位者、政党の執行委員、顧問または職員ではない。

第九条

有識者委員の任期は一期三年とする。

有識者委員の任期が切れる六〇日以上前に、任期満了で退任する有識者委員の後任として新たな有識者委員が任命されるようにする。

退任した有識者委員は再任されることができるが、連続二期を超えてはならない。

すでに任命された有識者委員の任期中に、増員または補充のために有識者委員の選任が ある場合、新たに選任される者の任期はすでに任命されていた有識者委員の残り任期と等 しいものとする。

第一○条

任期による退任のほかに、有識者委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二)辞任した。
- (三) 不品行、背任、能力欠如のために大臣が解任した。
- (四) 第八条に基づく資格を失った、もしくは禁止様態にある。

任期途中で有識者委員が退任し、まだ代わりの委員が選任されていない場合、残りの有 識者委員は引き続き任務を果たすことができる。

第一一条

有識者委員が任期満了で退任したが、新たな委員選任がまだなされていない場合、任期

満了で退任した委員が新たな委員が就任するまで引き続き任務に当たる。

第一二条

委員会の会議は全委員数の半数以上が出席した時に成立する。

委員会の会議においては委員長が議長を務める。委員長が欠席、または任務を果たせない場合は副委員長が議長を務める。

委員長及び副委員長が欠席、または任務を果たせない場合、出席した委員が一人の委員を互選し、議長とする。

会議の決定は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第一三条

委員会の委任に基づく何らかの検討または遂行をさせるため、委員会は小委員会を任命 することができる。

第一四条

事務局は委員会の事務局としての業務を果たし、事務、会議、データ研究及び委員会、 学術委員会、小委員会の諸業務に係る責任を有する。

第二章

規格制定

第一五条

いずれかの農業商品について規格の制定が相当と委員会が判断した場合、その農業商品 についての規格案を作成させ、委員会の検討に付すために、委員会は学術委員会を任命す る。

学術委員会が第一段に基づく農業商品について規格案を作成、提案した時、委員会が検討する。委員会がその農業商品についての規格案の詳細に同意し、学術委員会の提案に基づき強制規格または一般規格が相当との判断を下せば、その農業商品について強制規格として規格を定める省令の制定、もしくはその農業商品について一般規格として規格を定める布告の制定を検討するよう大臣に提言する。

第二段に基づき制定される省令は、いずれかの農業商品の全部または一部を強制規格下 に置くことを定めることができる。

第一六条

農業商品についての強制規格または一般規格の制定においては、以下のいずれかの件に

ついて、もしくは複数の件について定めることができる。

- (一) 方法、製法または製造工程、もしくは化学、有機、無機面の質及び安全、衛生面または植物衛生面もしくは関係するその他形質に係る農業商品の性質。
 - (二) 梱包材、梱包、マークまたはラベル作成。
 - (三)(一)または(二)に係る検査、評価、実験、試験、分析または研究。
- (四) 大臣が官報で告示したところに基づく農業商品に係るその他の事項についての規定。

第一七条

第一五条に基づき委員会が任命する学術委員会は適宜に一委員会または複数の委員会で あってもかまわない。ここに各学術委員会の委員数は一五人以下とする。

学術委員会は農業商品についての規格案を作成し、農業商品規格の改定または廃止を委員会に提案し、委員会が委任したところに基づく規格に係るその他の学術上の業務を果たす義務を有する。

学術委員は任命された農業商品の種類、グループに基づく有資格者または規格に係る知 識経験を有する者でなければならない。

学術委員の資格及び禁止様態、任期、退任、学術委員会の会議及びその他の業務は、委員会が布告規定したところに従う。

第一八条

強制規格を定める省令制定前に、事務局は利害関係者または関係受益者の代表からの意 見聴取があるようにする。ここに委員会が定めた原則及び方法に従う。

第一段に基づく意見聴取があった後、事務局はその意見表示結果を委員会に提出し、省 令制定のために大臣に提言する。

第一段に基づく省令では官報公示日から九○日以上後の施行日を定めなければならない。

第一九条

民衆の福祉、国家安全保障、経済上の利益のために緊急の事由がある場合、委員会は第一八条に従わずに農業商品を強制規格下に置く省令を制定するために大臣に提言することもできる。

第三章

強制規格農業商品の製造者、輸出者または輸入者

第二〇条

いずれかの農業商品について強制規格であることを省令が定めた場合、事務局からその

農業商品の製造者、輸出者、輸入者としての許可書を取得せずにその農業商品の製造者、 輸出者、輸入者になることを禁じる。

許可書の申請、発行は省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

第二段に基づく省令では第一段に基づく許可書取得を免除される製造者の事業規模または形態を定めることもできる。

第二一条

許可書を申請する製造者、輸出者、輸入者は以下の資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

- (一) 満二○歳以上である。
- (二)破産者ではない。
- (三) 無能力者または準無能力者ではない。
- (四) 許可書の使用停止中の者ではない。
- (五) 許可書を取り消されたことがない。もしくは許可書を取り消されたが、二年以上 が経過している。

許可書申請人が法人である場合、法人代表者、マネージング・ダイレクターまたは代表 行為をなすその他の者は第一段に基づく資格を有し、かつ禁止様態にあってはならず、(五) に基づき許可書を取り消されたことのある法人の代表者、マネージング・ダイレクター、 または代表行為をなすその他の者だったことがあってはならない。

第二二条

許可書は許可書に示された製造者、輸出者、輸入者にのみ使用され、許可書発行日から 三年の期限を有する。

許可書の期限延長と許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第二三条

製造者、輸出者、輸入者として許可書を取得した者は、許可書に示されたその製造者、輸出者、輸入者の業務地の公開された、視認しやすい場所にその許可書を掲示しなければならない。

第二四条

許可書が紛失、または重要部分が損壊した場合、製造者、輸出者、輸入者は当該紛失または損壊を知った日から三〇日以内に事務局に代用書を申請する。

許可書の代用書申請及び発行は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第二五条

許可書に示された製造者、輸出者、輸入者の業務地の移転は事務局から許可を得なければならない。

許可の申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第二六条

製造者、輸出者、輸入者として許可書を取得した者で営業を中止する者は、営業中止に 先だって六〇日以上前に事務局に文面で通知し、営業中止後三〇日以内に事務局に許可書 を返還しなければならない。

第四章

規格審査及び保証

第二七条

いずれかの農業商品について強制規格を定める省令がある場合、その農業商品の製造者、輸出者、輸入者は規格審査事業者の審査を受け、保証書を得なければならない。

第一段に基づく審査及び保証、審査及び保証サービス料は省令に定められた原則、方法 及び要件に従う。

第二八条

規格審査事業者は文面で審査申請人に審査結果を報告しなければならない。審査した農業商品が強制規格に従っている場合、審査事業者はその農業商品について、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づき保証書を発行する。

第二九条

審査結果及び保証の相互認証に係る合意または国際協力を有する国から規格審査及び保証を受けた農業商品であることが明らかであれば、大臣は委員会の提言により強制規格と同等の規格を有する外国からの農業商品の輸入について、第二七条に基づく保証を受けなくてもよいことを告示できる。

第一段に基づく輸入農業商品への規格審査及び規格保証の証拠の表示、規格保証マーク の表示は、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第三〇条

強制規格とは違う規格を有する国からの農業商品輸入で、輸入者が審査事業者による規格審査及び保証を申請したい場合、及び審査結果及び保証の相互認証に係る合意または国際協力を有する外国の規格保証を申請したい場合、申請することができるが、その国の規格の審査及び保証人は委員会が定めた原則、方法及び要件に基づき事務局から承認を受け

なければならない。

第三一条

いずれかの農業商品について一般規格を定める布告がある場合、その農業商品の製造者、 輸出者、輸入者は規格審査事業者に一般基準に基づいた審査及び保証書を申請することが できる。

第一段に基づく審査及び保証、審査及び保証サービス料は省令で定めた原則、方法及び 要件に従う。

第二九条及び第三○条を一般規格農業商品の輸入にも準用する。

第三二条

規格審査及び保証を受けた農業商品で、その後に当該規格に従っていないことが係官に明らかになった場合、事務局は製造者、輸出者、輸入者に対し、事務局が定めた期間内にその規格に従うよう農業商品の是正または改善を実施するよう命じる権限を有する。是正または改善できない、もしくは放置すれば民衆、植物または動物の健康衛生に危険が生じる恐れがある場合、事務局は事務局が定めた期間内にその農業商品の廃棄または返還を命じる権限を有する。このときその農業商品の廃棄または返還に係る費用は製造者、輸出者または輸入者が負担者となる。

第一段に基づく是正または改善の命令、及び農業商品の廃棄または返還は、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第五章

規格審査

第三三条

事務局から規格審査及び保証の許可書を取得せずに規格審査事業者となることを禁じる。 許可書の申請及び発行は省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

第三四条

許可書申請人は以下の資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

- (一) 委員会が布告規定したところに基づく払込済み資本金を有する会社である。
- (二) 委員会が布告規定した能力及び資格を有する検査室を有する。
- (三) 許可書使用停止中の者ではない。
- (四) 許可書の取消を受けたことがない、もしくは取消を受けたが二年以上経過している。
 - (五) 委員会が布告規定したその他の資格及び禁止様態。

許可書申請人である会社の代表者、マネージング・ダイレクター、または代表行為をなすその他の者は、(四)に基づき許可書を取り消されたことがある会社の代表者、マネージング・ダイレクター、または代表行為をなすその他の者だったことがあってはならない。

第三五条

許可書は許可書に示された名の規格審査事業者のみ使用でき、発行日から三年の期限を 有する。

許可書の期限延長及びその許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第三六条

規格審査事業者は許可書に示された規格審査事業者の業務地の公開された、かつ視認しやすい場所に許可書を掲示する。

第三七条

許可書が紛失、または重要部分が損壊した場合、規格審査事業者は当該紛失または損壊を知った日から三〇日以内に事務局に代用書を申請する。

許可書の代用書申請及び発行は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第三八条

許可書に示された規格審査事業者の業務地の移転は、事務局から許可を得なければならない。

許可の申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第三九条

規格審査事業者として許可書を取得した者で営業を中止する者は、営業中止に先だって 六〇日以上前に事務局に文面で通知し、営業中止後三〇日以内に事務局に許可書を返還し なければならない。

第四○条

規格審査事業者は以下を遵守しなければならない。

- (一)審査及び保証を求める者に商業上の損害が生じるような、規格審査から得た、もしくは前もって知った事実関係を公開しない。ただし義務に基づく公開、もしくは法律に基づく公開、あるいは捜査または訴訟審理に資する公開はその限りではない。
 - (二) 規格審査を求める者と利害関係を有していない。
- (三) 規格審査結果及び保証において瑕疵または誤謬を見つけた場合、規格審査及び保証を求める者に直ちに知らせ、瑕疵または誤謬を是正させる。

(四)(三)に基づく規格審査結果及び保証において瑕疵または誤謬を見つけた日から三 日以内に事務局に通知する。

第六章

統制

第四一条

規格審査事業者は事務局が布告規定した原則、方法及び要件に従い三か月ごとに規格審査及び保証結果を事務局に報告する。

第四二条

規格審査事業者は係官が検査できるように規格審査及び保証結果と関連書類を三年間保管する。

第一段に基づく規格審査及び保証結果の保管は、電子取引法に定められた原則に基づき電子データの形で保管することもできる。

第四三条

任務遂行において係官は以下の権限を有する。

- (一)本法令または本法令に基づき制定された省令、布告に基づく実施を調べるために、 規格審査事業者の業務地または検査室、農業商品の製造者、輸出者または輸入者の業務地、 農業商品保管場所または輸送機械に日照時間内もしくは勤務時間内に立ち入る。
- (二) 本法令または本法令に基づき制定された省令、布告への違反がある、もしくは不遵守があると信じられる事由がある時、規格審査業務、器具、設備、または関連書類を調べるために規格審査事業者の業務地または検査室にどの時間であっても立ち入る。
- (三)本法令または本法令に基づき制定された省令、布告への違反がある、もしくは不遵守があると信じられる事由がある時、もしくは農業商品が規格に従っているか、規格審査結果報告または保証書に基づき正しい規格を有しているか調べるために、あるいは規格審査関連書類を調べるために規格保証書を得た農業商品の製造者、輸出者、輸入者、販売者または販売目的に占有している者の業務地、農業商品保管場所または輸送機械にどの時間であっても立ち入る。
- (四)検査のために相当量、規格審査事業者から商業商品のサンプルを収集する、もしくは規格保証書を得た農業商品のサンプルを送付するよう製造者、輸出者または輸入者に命じる。
- (五) 規格審査事業者、製造者、輸出者、輸入者または関係者に対し、説明、証言、関係証拠またはデータの提出、もしくは見つかった瑕疵または誤謬の是正を命じる。
 - (六) 本法令違反行為に係る、もしくは本法令違反行為があると疑える事由がある時、

あるいは虚偽と信じられる事由がある規格保証マークの使用物、第四〇条(三)に基づく 瑕疵または誤謬のある規格審査結果及び保証の使用、(四)に基づく規格に従わない審査結 果及び保証に係る農業商品、書類、材料、器具または設備を押収または差し押さえる。

(一)に基づく任務遂行において、係官は刑事訴訟法典に基づく捜査の形態で行為をなしてはならず、(二)または(三)に基づく場合、刑事訴訟法典に基づく捜査の形態を有するのであれば捜査令状を有していなければならない。ただし捜査令状を得るまでに当該書類または証拠が持ち去られる、隠匿される、破壊される、もしくは変質すると信じられる事由がある場合は、令状なしで違反行為に係る書類または証拠を捜査、押収または差し押さえることができるが、刑事訴訟法典の捜査規定に従わなければならず、その場所の勤務時間である場合を除き、夜間に捜査を開始することはできない。

第四四条

係官が第四三条(六)に基づき押収または差し押さえた農業商品について、委員会は以下の権限を有する。

- (一) 製造者、輸出者または輸入者が一般規格に基づく保証書を取得せずに一般規格保証マークを使用または表示し、第五六条に違反している場合、委員会は農業商品を是正または改善し、一般規格に従うよう命じる、もしくは一般規格マークの破棄、あるいはその農業商品から一般規格マークを外すよう命じることができる。一般規格マークを破棄できない、もしくは農業商品からはずすことができない場合は、その農業商品の破棄を命じることもできる。
- (二)製造者、輸出者または輸入者が、強制規格を省令で定めた農業商品について強制 規格に基づく保証書を取得していない場合、委員会は破棄を命じる、もしくは輸入である 場合は送還を命じることができる、あるいは製造者、輸出者または輸入者が強制規格に基 づく保証書を申請するために待つよう命じる。

製造者、輸出者または輸入者が、農業商品の是正、改善、破棄、送還または強制規格に 基づく保証書申請のための待機、もしくは一般規格マークの破棄、あるいは一般規格マークの農業商品からの取り外しに係る費用の負担者となる。

第四五条

係官が第四三条(六)に基づき押収または差し押さえた物品は、押収または差し押さえた日から九〇日以内に所有者または占有者が明らかにならない場合、もしくは検察官が不起訴を命じた、あるいは裁判書が没収するよう判決しなかった時、所有者または占有者が不起訴命令または裁判所の確定判決を知った日から、または不起訴の通知を受けた日から九〇日以内に返還を求めなかった場合、押収または差し押さえられた農業商品または物品は国に帰し、事務局が委員会の承認により相当との判断に基づき何らかの管理をなす権限を有する。

押収または差し押さえた農業商品または物品が毀損しやすい、もしくは保管上の損害リスクがある、維持費用がその農業商品または物品の価値を上回る場合、事務局は訴訟が確定する前、もしくは国に帰する前にその農業商品または物品を競売にかけることができる。その農業商品または物品の競売価額から全ての費用及び義務費用を差し引いた残額が、その農業商品または物品の代わりとなる。

第四六条

係官は大臣が布告規定した形式に基づく身分証明書を有していなければならない。 任務遂行において係官は身分証明書を関係者に提示しなければならない。

第四七条

第四三条に基づく係官の任務遂行において、関係者は相当の便宜を供する。

第四八条

本法令に基づく任務遂行において、農業商品規格委員、学術委員、小委員会委員及び係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第四九条

第四三条(一)(二)(三)または(四)に基づく審査結果により、強制規格下にある農業商品が安全でない、もしくは民衆、植物または動物の健康衛生に危険を生じさせる恐れがあることが係官に明らかである場合、事務局は委員会の承認により以下の権限を有する。

- (一) 新聞または委員会が定めたその他の方法で民衆に審査結果を告示する。このとき 以下の内容を示す。
- (a) その農業商品の製造者、輸出者または輸入者がはっきりと明らかである場合、製造者、輸出者または輸入者の名とともに農業商品またはパッケージの種類及び形態を示し、当該農業商品またはパッケージが商業上の名称を有する、または製造、輸出または輸入の回数順番があれば、その商業上の名称、もしくはその製造、輸出または輸入の回数順番を示す。
- (b) その農業商品の製造者、輸出者または輸入者は明らかでないが、販売者または販売目的の占有者が明らかである場合、販売者または販売目的の占有者の名、販売場所または販売目的の占有場所とともに、その農業商品またはパッケージの種類及び形態を示す。
- (二)農業商品を徴収する、もしくはその農業商品の製造者、輸出者または輸入者に事務局が定めた期間、農業商品の保管を命じ、事務局は当該農業商品を破棄する権限、もしくは委員会が布告規定した原則及び方法に基づくその他の実施権限を有する。

農業商品の製造者、輸出者、輸入者、販売者または販売目的の占有者が第一段に基づく 告示、徴収、破棄または実施に係る費用の負担者となる。

第五○条

製造者、輸出者または輸入者もしくは規格審査事業者である許可書取得者が、本法令または本法令に基づく省令または布告に違反した、もしくは従わない場合、事務局は一回につき三か月を超えない期間、許可書使用停止を命じる権限を有する。

第一段に基づく許可書使用停止命令を受けた者は、許可書使用停止期間にわたって許可書に基づく事業を営むことはできない。

第五一条

事務局は以下が明らかなとき、許可書の取り消しを命じる権限を有する。

- (一)製造者、輸出者または輸入者である許可書取得者が第二一条に基づく資格を欠いた、 もしくは禁止様態にある。規格審査事業者が第三四条に基づく資格を失った、もしくは禁止様態にある。
- (二)製造者、輸出者または輸入者もしくは規格審査事業者である許可書取得者で、許可 書使用停止命令を受けてから五年以内に再び違反行為をなした。
- (三)製造者、輸出者または輸入者もしくは規格審査事業者である許可書取得者が経済または公益に重大な損害をもたらす本法令への違反行為をなした。
- (四)製造者、輸出者または輸入者である許可書取得者が第六○条、第六七条、第六八条、第六九条、第七一条第一段、第七二条第一段、第七三条、第七四条または第七五条に違反した、もしくは許可書取得者が第六四条、第七○条、第七一条第二段、第七二条第二段または第七四条に違反した。

第一段に基づき許可書取り消し命令を受けた者は、命令を知った日から二年が経過しなければ新たに許可書を申請することはできない。

第七二条

第五〇条に基づく許可書使用停止命令、及び第五一条に基づく許可書取り消し命令は、 委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第五三条

事務局は消費者または民衆の保護のため、第五〇条または第五一条に基づき許可書の使用停止または取り消し命令を受けた製造者、輸出者または輸入者もしくは規格審査事業者の名を告示し、消費者または民衆に知らせる。ここに、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第七章

規格保証マーク

第五四条

農業商品に表示する規格保証マークには以下の二種類がある。

- (一)強制規格に基づく保証書を取得した農業商品に表示する強制規格保証マーク。
- (二)一般規格に基づく保証書を取得した農業商品に表示する一般規格保証マーク。

マークの形態、マークの使用、及びマークの表示は省令で定めた原則、方法及び要件に 従う。

第五五条

強制規格に基づく農業商品の製造者、輸出者または輸入者は、製造所から持ち出す、もしくは税関職員から引き渡しを受ける前に、第五四条(一)に基づく規格保証マークを表示しなければならない。ただし大臣が事後に許可した場合は、定められた要件に従い、その後に表示することもできる。

第五六条

強制規格または一般規格に基づく保証書を取得した製造者、輸出者または輸入者を除き、 第五四条に基づく規格保証マークを使用することを禁じる。

第八章

不服申し立て

第五七条

製造者、輸出者、輸入者、許可書申請人または規格審査事業者は、本法令に基づく事務 局の命令に対する不服を委員会に申し立てる権利を有する。

第一段に基づく不服申し立ては、事務局の命令の通知を受けた日から三〇日以内に、文面により事務局に提出する。

事務局は不服申し立てを受理した日から七日以内に委員会に申し立てを提出する。

委員会は事務局から不服申し立ての提出を受けた日から六○日以内に、不服申し立てに判定を下す。委員会の決定は最終的なものとする。

第一段に基づく不服申し立ては事務局の命令に基づく実施を猶予しない。ただし委員会により猶予する命令があったときはその限りではない。

第九章

罰則規定

第五八条

製造者、輸出者または輸入者で、第二〇条第一段または第五〇条第二段に違反した者は、 三〇万バーツ以下の罰金に処する。

第五九条

製造者、輸出者または輸入者である許可書取得者で、第二三条、第二四条第一段、第二 五条第一段、第二六条または第五五条に従わなかった者は、一〇万バーツ以下の罰金に処 する。

第六○条

製造者、輸出者または輸入者で、第二七条第一段に従わなかった者は、五〇万バーツ以下の罰金に処する。

第六一条

製造者、輸出者または輸入者で、第三二条に基づく期間内に事務局の命令に従わなかった者は、一〇万バーツ以下の罰金に処し、正しい遂行がなされていない期間にわたって一日につき一万バーツ以下の罰金に処する。

第六二条

第三三条第一段に違反した者は、三年以下の禁固、または三○万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第六三条

規格審査事業者で、第三六条、第三七条第一段、第三八条第一段、第三九条または第四 一条に従わなかった者は、一〇万バーツ以下の罰金に処する。

第六四条

規格審査事業者で、第四〇条または第五〇条第二段に違反した、もしくは従わなかった 者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第六五条

規格審査事業者で、第四二条に従わなかった者は、三○万バーツ以下の罰金に処する。

第六六条

第四三条(五)に基づく係官の命令に従わなかった、もしくは第四七条に基づき係官に便宜を供しなかった者は、一万バーツ以下の罰金に処する。

第六七条

製造者、輸出者または輸入者で、第四九条 (二)に基づく事務局の命令に従い農業商品を保管しなかった者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第六八条

他者をして規格保証マークであると信じさせるために、第五四条に基づき農業商品に表示される規格保証マークを真似た者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第六九条

第五六条に違反した者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、もしくは その併科に処する。

第七○条

規格審査事業者で、他者に損害をもたらす形において、虚偽の規格審査結果を作成し、保証した者、もしくは通知すべき事実内容を隠蔽した者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第七一条

不当な規格審査結果を出し、保証するために規格審査事業者に金銭または財産もしくは その他利益を供与した、供与を求めた、あるいは供与を約束した者は、五年以下の禁固、 または五〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第一段に基づく行為のために自己または他者に対する金銭または財産もしくはその他利益を要求した、受け取った、もしくは受け取ろうとした者は、第一段に規定された罰に処する。

第七二条

いずれかの者にその保証書または報告が真実であるものと信じ込ませるために、虚偽の 規格保証書または規格資産報告の全部もしくは一部を作成した、虚偽の内容を付け加えた、 削除、改定した者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併 科に処する。

第一段に基づく違法行為者が規格審査事業者であれば、その者は五年以下の禁固、または五〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第七三条

農業商品の製造者、輸出者、輸入者、販売者または販売目的の占有者で、それが虚偽と知りながら規格保証書または規格審査報告書を使用した者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第七四条

押収、差し押さえまたは保管のための義務に基づく遂行において、係官がいずれかの物品に押印または記載した印、マークを削除、破損、破壊、または使えなくした者は、二年以下の禁固、または二〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第七五条

強制規格に従わなければならない、もしくは規格保証マークを表示しなければならないと省令が定めた農業商品であるにもかかわらず、規格審査及び保証を受けずに広告、販売、または占有した者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

第七六条

法人が本法令への違反者である場合、法人代表、マネージング・ダイレクター、及び法人を代表するその他の者を違反者とみなし、その法人と同じ罰に処する。ただし自己がその法人の違法行為に関係していなかったことを証明できるときはその限りではない。

第七七条

罰金刑だけの本法令に基づく違法行為は、大臣が任命した略式処分委員会が略式処分を 下す権限を有する。

第一段に基づき大臣が任命する略式処分委員会は、農業・協同組合省の公務員一人、検察官一人、刑事訴訟法典に基づく捜査官一人の合計三人からなる。

違法行為者が略式処分に基づき科料を支払った時、その事件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

経過規定

第七八条

本法令の施行日前に国家農業商品・食品規格委員会が官報で公示した農業商品規格は、 本法令に基づく一般規格であるものとみなす。

第七九条

本法令の施行日前に国家農業商品・食品規格委員会から規格審査事業者として保証書を

取得した者は、事務局から許可書を取得することを申請するために、本法令の施行日から 六〇日以内に事務局に文面で通知する。通知を受けた時、その者は事務局が不許可を命じ る、またはその保証書の期限が切れるまで本法令に基づく規格審査事業者であるものとみ なす。ここに、本法令に基づく規格審査事業者、及び規格審査事業者の統制、関連罰則規 定をその者にも準用する。

第八○条

本法令の施行日前に農業商品商標法に基づき登録された保証マークである事務局の保証マークの使用が許可された者は、その保証マークが本法令に基づく一般規格保証マークであるものとみなし、引き続き使用することができる。ここに、本法令に基づく規格保証マークに係る規定、関連罰則規定をその者にも準用する。

手数料

- 1、第二○条に基づく許可書 一部一万バーツ
- 2、第三三条に基づく許可書 一部五万バーツ
- 3、第二○条に基づく許可書の代用書 一部五○○○バーツ
- 4、第二○条に基づく許可書または第三三条に基づく許可書の延長 一回につきその許可書手数料の半額

手数料を規定する省令の制定において、規格審査・保証の事業または支店の規模または 形態を考慮し、異なる手数料を定めることもできる。

(おわり)